

2011年3月3日

外務大臣 前原誠司殿
農林水産大臣 鹿野道彦殿

外務省 経済安全保障課
農林水産省 食料安全保障課
農林水産省 国際協力課

質問書

2011年1月24日、2010年11月24日付で送付させていただきました質問書に対して、電話及び文書にて回答を頂きました。当方からの質問書に対応していただきましたことお礼申し上げます。

その後、アルゼンチンにおけるニデラ社の農園における農園労働者の搾取、労働関係法及び徴税関連法への違反が、アルゼンチン政府当局によって摘発されたとの記事を目にしております。

このアルゼンチンのニデラ社は昨年11月に日本の豊田通商と包括提携を結んでおります。つきましては、日本政府が定めました「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」に基づき、この事例に対して、特に「指針」の③と④に関連して、日本政府がどのような情報を収集され、どのように対処されたのか、あるいは対処される予定であるのかを公表いただきたく、お願い申し上げます。

また現地ニデラ社側が否定をしている一方で、アルゼンチン政府の関係当局が摘発を行っている中で、日本政府として、どのような手段によって、事実確認を行われるのか、方法論についても回答頂きたいと思っております。前回の質問書の回答によると「当事者である株式会社等からヒアリングを行い」ということが書かれておりましたが、今回のような事例においては「当事者」からのヒアリングだけでは不十分かと思われれます。このような際に、今後どのような形で対応をされていくのでしょうか。

前回の質問書にも記させていただきましたが、日本国政府はこの「指針」以外にも、世界銀行などととも「責任ある農業投資のための行動原則」の策定にも取り組んでいます。この中でも「指針」と同様に、土地と資源に対する権利の尊重、食料安全保障、透明性の確保や、協議と参加、社会的持続性、環境持続性などが取り上げられています。

このような「指針」や「行動原則」が実効性を持つためには、企業との情報共有を進めるだけではなく、市民社会に幅広く情報が共有されることが不可欠だと考えます。「指針」等を定めるのであれば、輸入食料を利用している日本国民に対して、幅広く情報を提供するための仕組みが構築されることが前提となるべきであろうと考えます。

青西靖夫（開発と権利のための行動センター 代表）
大野和興（日刊ベリタ編集長）
近藤康男
松平尚也（アジア農民交流センター）

付記

A:「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」より一部抜粋

③ 被投資国における法令の遵守

(例:投資側は、土地取引、契約等被投資国における投資活動において、被投資国の法令を遵守する。)

④ 被投資国の農業者や地域住民への適正な配慮

(例:(イ)投資側は、投資対象の農地の農民及び所有者に対し、その農地の取得及びリースに関し、適切な対価を提供する。(ロ)投資側は、現地における雇用について、適切な労働条件の下、農民等従業員の雇用を行う。)

B:「農地は誰のものか」ブログ記事より

http://landgrab-japan.blogspot.com/2011/02/blog-post_12.html

2011年2月12日土曜日

アルゼンチンでの農園労働者搾取と日本商社

日本の豊田通商と昨年11月に包括提携を結んだアルゼンチンの穀物商社ニデラの農場において、未成年、児童を含めた農村労働者を劣悪な条件で働かせていたとして、アルゼンチン当局が強制捜査を行い、労働者を解放、現在告発に向けて調査を続けている。

アルゼンチンのパヒナ12紙に2011年1月2日他に掲載された記事は次のように伝えている。

脱税の疑いでも調査されている穀物輸出業者であるニデラ社のエル・アルガロボ農園において、北部より連れて来られた子どもを含む労働者が奴隷状態で搾取されていた。労働者はコンテナでぎゅうぎゅう詰め寝起し、クリスマスも含め1日10時間の労働に従事していた。明かりもなく、飲料水はバケツで与えられるだけであった。農園の敷地から出ることは許されず、労賃も知らされていなかった。賃金は非公式な契約の最終日に支払われるが、消費したものは法外な価格で天引きされた。中には社会開発省の記名がなされた非売品のパスタも含まれていた。強制調査までの3週間で支払われたのは、菓子パンを買うための12ペソ(240円ほど)だけであった。

宿舎には子どもと未成年30人ほどを含めて130人が滞在していたが、司法当局はサンペドロ周辺に1000近くのこうした宿舎があるのだろうと推測しているという。

このような労働者はトウモロコシの収穫期に合わせて、北部のサンティアゴ・エステーロより、契約仲介人を通して連れてこられ、直接農園に連れてこられた労働者は自分たちがどこにいるかすらわからない状況であったという。

この農園と契約していたニデラはアルゼンチン随一の穀物輸出商社であり、アルゼンチンの農産品輸出の10%を占めており、大豆やひまわりの種子市場でもトップを走っている。またニデラは労働者の搾取だけでなく、脱税でも調査を受けている。

このような劣悪な条件での労働者雇用はニデラだけではなく、デュポン社、Satus Ager S.A. y Suthern Seeds Production 社などでも摘発されており、既にデュポン社に対しては、奴隷的な労働者搾取に対して、経済特権剥奪などの処分が下されている。

>>>>

ニデラ社は一連の報道を否定しているが、アルゼンチン政府の担当機関の調査によるものであり、違法な条件での雇用が行われていたことは間違いないであろう。

アルゼンチンのニデラ社への投資、包括提携は、日本政府の行動指針に照らし合わせ、下記の二点で問題を抱えている。この点について、豊田通商と担当省庁に再度質問状を送付したいと考える。

また今回のアルゼンチンにおける報道について、農林水産省、外務省また豊田通商のサイトにおいては一言も言及されていない。このような状況で、市民社会側の労力を持って、行動指針をモニタリングしていくことは正当なあり方とは言えないであろう。どのようにモニタリングの仕組みを作るのかも同時に検討されなければならない。

開発と権利のための行動センター
青西

参考資料：以下の記事をもとに、整理したものである。

Una vida nueva

<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-159715-2011-01-02.html>

Tecnología agropecuaria

<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-160113-2011-01-09.html>

Trabajo rural digno o esclavo: un debate ideológico

<http://www.pagina12.com.ar/diario/elpais/1-160137-2011-01-09.html>

FUERTES SANCIONES A DUPONT POR SOMETER A 140 TRABAJADORES

Un corte a los beneficios

<http://www.pagina12.com.ar/diario/sociedad/3-161602-2011-02-02.html>

NIDERA S.A., Argentina informs

<http://www.nidera.com/default.aspx?partId=33&CID=434>

南米に強みを持つ穀物メジャーと包括提携を締結

～ 食料資源確保のため供給ソースの多角化へ ～

<http://www.toyota-tsusho.com/press/2010/11/20101119-3580.html>